

1963年要第11 国宜野湾市議会定例会々議要

1. 1963年9月20日第11 国宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真大	6番	仲村 泰泉
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇昌
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	富城 盛昌
16番	富里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
20番	仲村村 盛光	21番	古波蔵 清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

19番 武島 行男

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真大	6番	仲村 泰泉
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇昌
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	富城 盛昌
16番	富里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
20番	仲村村 盛光	21番	古波蔵 清次郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

19番 武島 行男

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである

議長 仲村 泰泉 助議長 具屋 真徳 議事課長 松川 正徳  
 建設課長 島袋 昌栄 民生課長 当山 全喜 水道課長 國吉 真義

経済課長 沢し安一 住民課長 仲村 泰信 財政課長 奥里将俊 消防団長 大城 仁幸

1963年度第11回宜野湾市議会定例会々議録

1. 1963年9月20日第11回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春果
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	官城 盛昌
16番	富里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	申里 幸助
20番	仲村村 盛光	21番	古波蔵 清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

19番 式島 行男

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春果
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	官城 盛昌
16番	富里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	申里 幸助
20番	仲村村 盛光	21番	古波蔵 清次郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

19番 式島 行男

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである

市長 仲村 春勝 助役 呉屋 真徳 総務課長 松川 正護  
 建設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 全喜 水道課長 國吉 真義  
 経済課長 沢し安一 住民課長 仲村 春信 財政課長 奥里 将俊 消防団長  
 大城 仁幸

7. 議事審議出席者

局長 宮城 光雄 書記 柳屋 毅 馬場 真由 横倉 啓光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 会期の決定について,

日程第2, 会議録署名議員の決定について,

日程第3, 議案第34号, 中部工業高校敷地購入負担金について,

日程第4, 議案第35号 1964年度宜野湾市才入才出通加更正予算について,

日程第5, 議案第36号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出通加更正予算について,

7. 議会事務局出席者

局長 宮城 光雄      書記 照屋 毅      島袋 真由      知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 会期の決定について,

日程第2, 会議録署名議員の決定について,

日程第3, 議案第34号, 中部工業高校敷地購入負担金について,

日程第4, 議案第35号 1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について,

日程第5, 議案第36号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算について,



9. 会議の顔末

議 長～出席議員18名であります。西町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しましたので只今より第11回室野市議会定例会を開会致します。(午前10時55分)

議 長～では直ちに会議を開きます。

議 長～目録第1. 会期の決定についてをお諮り致します。

議 長～18番の出席を報告致します。

議 長～会期については、休期中にお話し合いがありました様に、9月20日より、9月30日までの(11日間)をつことに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がないものと認め、本会期は、本日より9月30日までの(11日間)と決定致します。

議長～目録第2. 会議録署名議員の決定について、お諮り致します。

議 長～議長指名とすることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長指名とすることに致します。では指名致します。1番天久野太郎、2番伊村盛光の両議員にお願いします。

議 長～早く休憩致します。(午前11時4分)

議 長～再開致します。(午前11時5分)

議 長～目録第3. 議案第34号、中部工業高機敷地購入負担金についてを議題と致します。書頭をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～市が負担をする場合に議決を要しますので、その中部の工業高機の敷地購入については、今までに経過の報告も致しましたが、案理が決つて、それから購入についても色々話し合いもしましたが、これを中部の振興会として、初めましてけれども中部の振興会は未だ法

9. 会議の顛末

議長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しましたので只今より第11回宜野湾市議会定例会を開会致します。(午前10時55分)

議長～では直ちに会議を開きます。

議長～日程第1.会期の決定についてをお話し致します。

議長～18番の出席を報告致します。

議長～会期については、休憩中にお話し合いがありました様に、9月20日より、9月30日までの(11日間)もつことに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないものと認め、本会期は、本日より9月30日までの(11日間)と決定致します。

議長～日程第2, 会議録署名議員が決定について、お話し致します。

議長～議長指名とすることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長指名とすることに致します。では指名致します。1番天久森太郎, 2番仲村盛光の両議員にお願いします。

議長～暫く休憩致します。(午前11時4分)

議長～再開致します。(午前11時5分)

議長～日程第3, 議案第34号, 中部工業高校敷地購入負担金についてを議題と致します。書読をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～市が負担をする場合に議決を要しますので、その中部の工業高校の敷地購入については、今までに経過の報告も致しましたが、敷地が決つて、それから購入についても色々話し合いもしましたが、これを中部の振興会として、初めましたけれども中部の振興会は未だ法

的を何体本つておられないので一応連合教育委員会の名前で、これを購入してその負担は各市町村でやると言うことになつて、今まで振興会を構成している各市町村の議長さんや、組合長、市町村議長が一語になつて、その話しを進めて来た訳であります。負担の方法としましては、これは購入したならば政府に貸すことになるのですがその購入の償還は、コザと英里で、65%、奥津川、石川、翔手村で、10%、北谷、北中城、宜野湾で10%、残りの中部の市町村で5%、それから尚中部以外の市町村でも、中部工業高等学校のおん恵をよくする地域があるので、その方で2%もつてもらふと言うので、その積りで各ブロックごと、又更に、そのブロックにおける処、負担の方法を話し合つて、今までに話し合になつて、宜野湾市の負担すべき額として出されたのが、ここに掲げられた金額であります。一応これを負担すると言う議決をしてもらえば、又更に予算の更正に対して、これを決定したいと、こう思ひまして、負担行為に関する議決をお願いしてある状態です。

議長～ 本案に対する質疑を求めます。

議長～ 14番の出席を報告します。

5番～ 負担金3466\$となつておりますが、議案第35号の才出圃の負担金720\$との関連について、1圓券として、720\$になつておりますが、これが6圓券になると、3466\$にはならない事に思ひますが、

市長～ 銀行を今の話しの様に、3ヶ年で償還する様に、それを年に2圓にして、6圓払うと言う様になつておりますが今の金額の法は、利子の、いわゆる、突はでずね、総額においては、或は、いくらかの奨励は出て来ると思ひますのは、未だ交渉の補償金等の決定が未だの程でありますが大体今の処、予算として、はつきりした金を、ここに留してありますが、今の5番議員の御質問はこれを6倍した額にどうなつているかと、言うことですか、利子を加えた額と加えない額の金額の違いはないかと思ひます、

議長～ 暫く休憩致します。(午前11時10分)

議長～ 再開致します。(午前11時16分)

5番～ 利率はいくらか、何%か、

助役～ 第1圓目の券で3,600\$であります。

利率ですか、(はい)



的な何處なつておられないので一応連合教育委員会の名義で、これを購入してその負担は各市町村でやると言うことになつて、今まで振興会を構成している各市町村の議長さんや、組会長、市町村長が一語になつて、その話しを進めて来た訳であります。負担の方法としましては、これは購入したならば政府に貸すことになるのですがその購入の償還は、コザと美里で、65%、具志川、石川、瀬手洲で、18%、北谷、北中城、宜野灣で10%、残りの中部の市町村で5%、それから尚中部以外の市町村でも、中部工業高等学校のおん恵をよくする地域があるので、その方で2%もつてもらふと言うので、その残りで各ブロックごとに、又更に、そのブロックにおける処の、負担の方法を話し合つて、今までに話し合になつて、宜野灣市の負担すべき額として出されたのが、ここに掲げられた金額であります。一応これを負担すると言う議決をしてもらえば、又更に予算の更正に対して、これを決定したいと、こう思ひまして、負担行為に就する議決をお願いしてある訳であります。

議長～ 本案に対する質疑を求めます。

議長～ 14番の出席を報告します（

5 番～ 負担金3466千となつておりますが、議案第35号の才出面の負担金720千との関連について、1圓分として、720千になつておりますが、これが6圓分になると、3466千にはならない様に思ひますが、

市長～ 銀行を今の話しの様に、3ヶ年で償還する様に、それを年に2圓にして、6圓払ふと言う様になつておりますが今の金額の差は、利子の、いわゆる、突はですね、総額においては、或は、いくらかの変動は出て来ると思ひますのは、未だ交渉の補償金等の決定が未だの様でありますが大体今の処、予算として、はつきりした方を、ここに出してありますが、今の5番議員の御質問はこれを6倍した場合にどうなつているかと、言うことですか、利子を加えた場合と加えない場合の金額の違いでないかと思ひます。

議長～ 暫く休憩致します。（午前11時10分）

議長～ 再開致します。（午前11時16分）

5 番～ 利率はいくらか、何%か。

副 役～ 第1圓圓の分で3,600千であります。

利率ですか、（はい）



15番～この中部工業高校は、政府立でありますか、それとも中部市町村の公立で、その市町村が運営、その他すべてやつて行く様になつておりますか。

市長～政府立の工業高校であります。

15番～3,466万の負担金を出したら、~~承~~つてこないものであるのか。

市長～政府立の学校は敷地もすべて政府が購入して建てるのが、立て替であります。政府の予算で、今度それだけ敷地購入する金がないので、政府の金を作り上げて、これを購入すると言うことになるかと同時に、知らないから、先ず大体半額そこそこの予算は今度政府でもつて、先のお話しの額だ6万は政府の金で、これは買う時から政府有地として登録して、よとの残りの半分の金はこれは名義を中部の連合教育委員会の名義として買つておいて、そして政府の予算が出来次第これを全部購入して政府の方に還元すると言う訳で、いづれば、これは政府の予算が全部獲得出来た場合には、市町村に戻れるものと思つております。

15番～所有権は市町村にある訳ですか。

市長～連合教育委員会の名義に登録はされる様になつております、若しこれが、どうしても委員会の名義にしなければならぬと言うことになつた場合には、連合教育委員会は何時でも、中部委員会に譲渡出来る様に話し合はなつております。

15番～政府連合教育委員会と協定書みたいなものが、ありますか。

市長～協定書と言うよりか、貸与契約ですね、政府に貸してあげると言う意味です。こう言うふうに契約しなると言う事は協定書でありますが、まだ契約書はかわされておられません。

4番～負担金の各ブロックの割合の基礎についてもう少し具体的に御説明願います。

市長～負担金の負担割合については、随分もんで、最近まで随分とたごたごがありました。この資料にありませう様に人口と中学校の生徒の割合、それから地域の割合、人口に3割、中学校の生徒に2割、それから地域割に5割と言うように、割合をその( ~~割~~ )に掛けて、そして更に人口割でいくら、中學生徒でいくら、地域割でいくらと言う様な額を、今度各ブロック別の割合をしてから、各ブロックにおける他の要素を計算して、割当る様にしてあります。これで申し上げますが、人口割だけで行つた場合には、北谷と北中

15番～この中部工業高校は、政府立でありますか、それとも中部市町村の公立で、その市町村が運営、その他すべてやつて行く様になつておりますか。

市長～政府立の工業高校であります。

15番～3,400万の負担金を出したら、置つてこないものであるのか。

市長～政府立の学校は敷地もすべて政府が購入して建てるのが、立て前ではありますが、政府の予算で、今度それだけ敷地購入する金がないので、政府の金を作り上げて、これを購入するようになることになると何時になるか、知らないから、先ず大体半額そこそこの予算は今度政府でもつて、先のお話しの様に6万は政府の金で、これは買う時から政府有地として登記して、あとの残りの半分の金はこれは名義を中部の連合教育委員会の名義として買つておいて、そして政府の予算が出来次第これを全部購入して政府の方に還元すると言つて、いずれは、これは政府の予算が全部獲得出来た場合には、市町村に戻れるものと思つております。

15番～所有権は市町村にある訳ですか。

市長～連合教育委員会の名義に登記はされる様になつております、若しこれが、どうしても振興会の名義にしなければならんと言つた場合には、連合教育委員会は何時でも、中部振興会に譲渡出来る様に話し合はなつております。

15番～政府連合教育委員会と協定書みたいなものが、ありますか。

市長～協定書と言うよりか、貸与契約ですね、政府に貸してあげると言う意味です。こう言うふうに契約し様と言う案は出来ておりますが、未だ契約書はかわされておられません。

4番～負担金の各ブロックの割合の基礎についてもう少し具体的に御説明願います。

市長～負担金の負担割については、随分もんで、最近まで随分ごたごたがありました。この資料にあります様に人口と中学校の生徒の割と、それから地域の割、人口に3割、中学校の生徒に2割、それから地域割に5割と言うふうに、総額をその(マンダ)に割けて、そして更に人口割でいくら、中学生徒でいくら、地域割でいくらと言う様な額を、今度はブロック別の割当をしてから、各ブロックにおける処の数字を計算して、割当の様にしております。これで申し上げますが、人口割だけで行つた場合には、北谷と北中

城を一語にした身よりは、宜野湾が多くもたなければならぬと言  
う城な(かつ好)になりよつたんですが、こう言うふうにして人口  
割よりかいくらか負担が軽くなっている様な感じが致します。

4 委～各ブロックごとに、パーセンテージが出ておりますがその割合が出  
ておりますが、そのブロックに対する割合の基礎であります。何故  
コダ、美里村は65%で、それからずつと2%までありますが、こ  
の割合の基礎はどこにおいてあるか。

市 長～このブロック分けをした場合にも、随分もみました。ブロックの  
分け方は、便、不便を考慮に入れて、これを構成した訳であります

4 委～このパーセンテージからしますと、本市の場合には第3ブロックに入  
つております。そこで10%と言うことになつておりますが、10  
%と、18%或は65%、5%、2%と言うふうに分けられており  
ますが、その分けの基礎については不服でありとしてこれに決断し  
たと言つて可い。 (はい)

そうした場合、委のブロックにおいて、或は3ヶ村1ブロックに  
した所もあるし、或は4ヶ村、6ヶ村を1ブロックにした所があり  
ますが、各人口においても相当な開きが出て来るんじゃないかと  
思いますが、しかも、パーセンテージが下つている地区においては  
或は4ヶ村或は6ヶ村と云うふうにして、設定されておりますが、そ  
うすると、おのづから、その範囲村にかかる負担も相当な開きが出  
て来ると云うことになつております。そこで、本市の場合、立地条  
件からして、本市の南部、或は本市の中南部当りは別に第4ブロッ  
クに掲げられている所、中城村当りから考えた場合は、コダ工業  
高校に対して、或は中部工業高校に対しては、利、不便は別になり  
はないと、むしろ、その立地条件においてもにしている云うように  
考えますが、そう云つた問題も一応検討されているかどうか、それ  
らについて或は10%、5%と云う大きな開きが出ておりますが、そ  
れについて、単なる利、不便のことで、かたづけられたのかどうか  
、それについて、もう少しこの割合をばつかり区別した当時の状況  
を御説明願います。

市 長～只今のブロック分けをする場合に、随分検討されました。中城と宜  
野湾の比較にも変わりはないん然とのもありましたが、本来現在の  
工業学校、或は中農でもそうですが、西原、中城になると、南部  
の方が便利と、宜野湾でも、南部になると、今の基盤の所が便利で  
あると、宜野湾としての人口の(割合)とにかく管区間が集中され  
ておるので、どうしても南中城との状況とは違ふと云うことが、あ  
る方々の意向でありました。いわゆる、そう云う比較検討は充満さ  
れております。

8 委～この中部工業高校の場所と、それから資料1の2項の諸物件の補償



城を一踏にした者よりは、宜野灣が多くもたなければならぬと言  
う様な（かつ好）になりよつたんですが、こう言うふうにして人口  
割よりかいくらか負担が軽くなつている様な感じが致します。

4 番～各ブロックごとに、パーセンテージが違っておりますがその割合が違  
ておりますが、そのブロックに対する割合の基礎であります。何故  
コザ、美里村は65%で、それからずつと2%まであります。こ  
の割合の基礎はどこにおいてあるか。

市 長～このブロック分けをした場合にも、随分もみましたが、ブロックの  
分け方は、便、不便を考慮に入れて、これを構成した訳であります

4 番～このパーセンテージからしますと、本市の場合は第3ブロックに入  
つております。そこで10%と云うことになつておりますが、10  
%と、10%或は65%、5%、2%と云うふうに分けられており  
ますが、その分けの基礎については不服でありとしてこれに決定し  
たと言ふ訳ですか。（はい）  
そうした場合、各々のブロックにおいて、或は3ヶ村1ブロックに  
した所もあるし、或は4ヶ村、6ヶ村を1ブロックにした所があり  
ますが、各々人口においても相当な開きが出て来るんじゃないかと  
思いますが、しかも、パーセンテージが下つて居る地区においては  
尚4ヶ村或は6ヶ村と云うふうにして、設定されておりますが、そ  
うすると、おのずから、その市町村にかかるとも相当な開きが  
出て来ると云うことになつております。そこで、本市の場合、立地条  
件からして、本市の南部、或は本市の中南部当りは別に第4ブロッ  
クに掲げられている所、中城村当りから考えた場合は、コザ工業  
高校に対して、或は中部工業高校に対しては、利、不便は別に  
はないと、むしろ、その立地条件においてもにていると云うふう  
に考えますが、そう云つた問題も一応検討されているかどうか、それ  
について或は10%、5%と云う大きな開きが出ておりますが、それ  
について、単なる利、不便のことで、かたづけられたかどうか  
、それについて、もう少しこの割合をばつきり区別した当時の状況  
を御説明願います。

市 長～只今のブロック分けをする場合に、随分検討されました。中城と宜  
野灣の比較にも変りはないんだとこのことありましたが、事実現在  
の工業学校、或は中農でもそうですが、西原、中城になると、南部  
の方が便利と、宜野灣でも、南部になると、今の那覇の所が便利で  
あると、宜野灣としての人口の（配分）とにかく普天間が集中され  
ておるので、どうしても南中城との状況とは違つたと云うことが、あ  
る方々の意向でありました。いわゆる、そう云う比較検討は充分され  
ております。

8 番～この中部工業高校の場所と、それから資料1の2項の諸物件の補償



費のうちに、1、2、3、と勝りますが、その補償について、どの程度進んでおりますか。

市長～進んでいるかと云うことは、いわゆる話し合いは済んでいるか、支払いは済んでいるかと云うことですか（ハイ）  
話し合いはここにある農耕物の補償や立退き人家の補償、こう云うのは、話し合いはすでについているが、但し支払の方は事務用で、手を付ける前に一応補償だけは先にしてもらいたいと云う申し入れがあるので、事務用で工面して、なんとか、軍の応援で工事を始める期になつておりますが、一応この工事にかかる場合には、物件の補償だけは先にやつてもらつて、地代の方は後でも良いと云う話し合いまで出来ていると云うこととあります。

8 番～先程申し上げましたこの場所ですね、中部工業高校の敷地、場所はこの辺ですか、それから補償の内2、人家の立退き補償費、これは5件でつて1、000ドルとなつておりますが、どの程度の人数であるかは、私は良く知りませんが、こう云う5件に対する金額は少なくはないかと、人家にもよりませうけれども、どう云う人家であるか、トタンブリキであるのか、或はモメントカリラボであるのか、どう云つたものもよく、スムーズに行つたかどうか。

市長～1番の場所は、英屋の敷地からコザに（入重島）に行く所の道筋に作られた所の中間であります。それからこの補償の査定は農務局長が、コザの経済課長、英屋の経済課長、それから政府駐在の農務局長ですが、そう云う方が査定に当つております。人家の方については、今はこれは、建物には、さあらない人家で、いわゆるトタンブリキとか、大老立、建物ではないんだが、今のうちで一断に（均し）工事をやつた方がよいから、相談をして、これを立退きしてつて、工事を全面的に一断にやる事にした方がよいと云うことで、この交渉については、市町村会事務局長の島田くんが当つております。この経過については、協力約で非常に相談にのつてもらつていると云うことを聞いただけで、そのことはいささか、どれがいくら、どれがいくらと云うことは、私も良く聞いておりません。

議長～暫く休憩致します。（午前11時30分）

議長～再開致します（午前11時40分）

4 番～中部の市町村が負担して、購入することになつておりますが、若し購入した後の償還すると云うことになると、政府からの貸付料はいくらであるか、或は又貸付料によつてその利息の負担は充てまかせるかどうか。

費のうち、1、2、3、とありますが、その補償について、どの程度進んでおりますか。

市長～進んでいるかと云うことは、いわゆる話し合いは済んでいるか、支払いは済んでいるかと云うことですか（ハイ）  
話し合いはここにある農耕物の補償や立置き人家の補償、こう云うのは、話し合いはすでについているが、但し支払の方は事務周で、手を付ける前に一応補償だけは先にしてもらいたいと云う申し入れがあるので、事務周で工面して、なんとか、軍の応援で工事を始める様になつておりますが、一応この工事にかかる場合には、物件の補償だけは先にやつてもらふ様にと、地代の方は後でも良いと云う話し合いまで出来ていると云うことであります。

8 番～先程申し上げましたこの場所ですね、中部工業高校の敷地、場所はどの辺ですか、それから補償の内、2、人家の立置補償費、これは5件でもつて1、800ドルとなつておりますが、どの程度の家数であるかは、私は良く知りませんが、こう云う5件に対する金額は少なくはないかと、人家にもよりますけれども、どう云う人家であるか、トタンブキであるのか、或はセメントカララぶきであるのか、こう云つたものも、スムーズに行つたかどうか。

市長～1番の場所は、美里の復所からコザに（八重島）に行く所の道路に画した所の中間であります。それから政府～この補償の査定は農作物は、コザの経済課長、美里の経済課長、それから政府駐在の普及員ですが、そう云う方が査定に当つております。  
人家の方については、今はこれは、建物には、さわらない人家で、いわゆるトタンブキとか、大きな建物ではないんだが、今のうちで一踏に（均し）工事をやつた方が良いから、相談をして、これを立置してもらつて、工事を全面的に一踏にやる様にした方が良いと云うことで、この交渉については、市町村会の事務員の島田くんが当つております。この経過については、協力的に非常に相談にのつてもらつていると云うことを聞いただけで、そのこまかい経過、どれがいくら、どれがいくらと云うことは、私も良く聞いておりません。

議長～暫く休憩致します。（午前11時30分）

議長～再開致します（午前11時40分）

4 番～中部の市町村が負担して、購入することになつておりますが、若し購入した後の貸地すると云うことになる、政府からの賃貸料はいくらであるか、或は又賃貸料によつてその利息の分は充てまかなえるかどうか。

市長～貸付契約ではやはり貸付料をとると言う事についてはですね、案を見ましたが、これは別にのつておりません。

4番～無料ですか、それと関連致しまして、政府がおいおい買上げるとなつておりますが、この資料の4番からすると、66年度までに、全部負担すると云うことになつておりますが、後米年や、再米年ゆつりには、或る程度の政府の年次の予算で買上げると云うことであれば、後は別に問題は無いと厚うんですが、その見送しはどうなつておりますか。

市長～その見送しはいまのところ米年の予算で1回に全部、各町村が負担しているのが来たら、来年で全部償還出来ますので負担した分を、又還元することになりますので、5回まで、或は2回目からは出さなくても良いと云う事なことになつておりますが、ところが、予算獲得は米年の予算で、はつきりこれだけ金額得られるか、米年届くかどうか、或は、再米年までかかるか、そう云つた所は、はつきりしてない。

4番～案第34号の組合、3,466万を負担すると云う議決をした場合に、若し米年必要ないと云う組合、当然執行しないと云うこととなる訳であります、その1ヶ年分それだけを議決すると云うことは、出来ないので、或はこの議決の中で負担すると云うことにはなるんですが、しかし負担金そのものは、当然かえらぬと云う前提でやるんですが、その組合は1ヶ年、2ヶ年償はかえつて来ると云うことであれば、仮に、それだけ払うと、仮払いと云うかたかになるんですが、負担金として、妥当であるかどうか、それに関する御見解を御説明願います。

市長～妥当であると云つて発表してありますが、これについては議員の皆様で御説明願います。

議長～置く休養致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午前12時5分)

18番～負担すべき金額の3,466万と云うのは、議決して後が問題ですが、これは償還金にあてるために、ブロック別にまとめて来たんだと云うことであるんですが、議決して、1回にとれるもんであるのかどうか、それから見ると継続的な負担行為になるんだと云う解しやぐも生れて来るんですが、その議決とそれから今後米3ヶ年にまたがる所の金額の予算上においての償還はどうなるか。

市長～この負担すべき金額の額3,466万は、今現在の処の負担額になつております。それから予算に載っている720万は今年度償還す



市 長～貸貸契約ではやはり貸貸料をとると云う事についてはですね。案も見ましたが、これは別にのつておりません。

4 番～無料ですか、それと関連致しまして、政府がおいおい買上げるとなつておりますが、この資料の4番からすると、66年度までに、全部負担すると云うことになつておりますが、後来年や、再来年あたり、或程度政府の年次の予算で買上げると云うことであれば、後は別に問題はないと思つておりますが、その見透しはどうなつておりますか。

市 長～その見透しはいまのところ来年度の予算で1圓に全部、各市町村が負担している分が来たら、来年度全部償還出来ますので負担した分を、又還元することになりますので、5圓まで、或は2圓圓からは出さなくても良いと云う様なことになつておりますが、ところが、予算獲得は来年度の予算で、はつきりこれだけ全額得られるか、来年度出るかどうか、或は、再来年度までかかるか、そう云つた所は、はつきりしてない。

4 番～議案第34号の場合、3,466萬を負担すると云う議決をした場合に、若し来年度必要ないと云う場合、当然執行しないと云うことになる訳であります。その1ケ年分それだけを議決すると云うことは、出来ないかどうか、或はこの議案の申で負担すると云うことになるんだが、しかし負担金そのものは、当然かえらぬと云う前提でやるんだが、その場合はいずれ1ケ年、2ケ年後はかえつて来ると云うことであれば、仮に、それだけ払うと、仮払いと云うかたちになるんだが、負担金として、妥当であるかどうか、それに対する御見解を御説明願います。

市 長～妥当であると云つて提案してありますが、これについては議員の皆様で御検討願います。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時45分)

議 長～再開致します。(午前12時5分)

18番～負担すべき金額の3,466萬と云うのは、議決して後が問題ですが、これは償還金にあてるために、ブロック別にまとめて来たんだと云うことであるんだが、議決して、1圓にとれるものであるかどうか、それから見ると継続的な負担行為になるんだと云う解しやうも生れて来るんですが、その議決とそれから今後将来3ケ年にまたがる所の金額の予算上においての債務はどうなるか。

市 長～この負担すべき金額の総額3,466萬は、今現在の処の負担額になつております。それから予算に出ている720萬は今年度償還す



べき金額に本つております。そこで、今の処、各市町村で負担すべきものを全部計算して、これだけだから、或は私はこれは、いくらかかるとか出て来はしないかと、今の処、地(均し)まで、又或は均しが全部もつていて、向の方では、これまた地の方でもつて来ない、幸にして、マリン賦の方にお願して(均し)おつて来ますが、それに、控費の費用がかかる人ではなからうと云う話ですが、それは、しかし、その額は、それには入れないと思はす。一応負担することにして、この数字の修正が要で来た場合には、これはこう云う理由で、こうなつております。と云うことで、末だこれは修正のことは、無異会にも回られておりましたので、今はつきりしたことは、3,466をしかつてつきりして、今のところ、ただ思われるのは、これを完成するまでに、いくらかかるとか、これだけ負担される訳ではあります。今の処はつきりして、これで、これだけ負担してある訳ではあります。

18番～ 説明で成程、そうなるんではないかと思いますが、その場合に一応形式として、当然変更があり得ると云うことでもあれば、その年更の割に於いての負担行為の全だけですね、議決しても良さそうなるものがあるが、何故かを、何故かを、1回で負担するんだったら別ですが、この資料から見ると、3ヶ年にならざる所、負担金額だと、しかし、これは年度毎に区切つて、いくらか負担する云うことになり得る。その場合には、年度で負担すべきものだけ、議決する方が良さそうであるが、議決そのまゝを議決した理由について、

市長～ その件、無異会でも中部の市町村長会でも、問題に本つておりましたが、或はそれだけ負担しなくても良いかも知れん、又は銀行からの借入れの枠を一応決めてからに、それを全部借りるものとして、これだけ負担金と云うことになり得ますが、要は毎年毎年出て行く予算でこれを負担行為をして、向うに迷惑をかけるなれば良いと思はしますが、しかし、銀行はいくらまで貸すと云うか、銀行の了解を得るには、それだけ、負担するに云う議決が用である。と云うので、金額を負担すると、要するに銀行へ提出する書類として、入ると云うことで、これだけなつております。或は先のお話しの案にして若し今年度の予算で7万を借ると云うことになり得ると、借入金も1回か2回で、済んでしまつて、これだけ全体の負担もしくても良いと云うかつ好になつてしまふ。

18番～ 銀行との借金の問題でそうなつた云う説明であります。いずれにしても、議決そのものには議決なくとも同意だと云う形を形成でも良さそうなるんではないかと思はしますが、その場合に一応、議決しておいて、それから支離行為になると、予算を運さないといふことになり得るかと思はしますが、その場合にその枠であれば、

べき金額になつております。そこで、今の処、各市町村へ負担すべきものを全部計算して、これだけだから、或は私はこれは、いくらかの変動が出て来はしないかと、今の処敷地（均し）までは、文教局が全部もつている、向の方では、これまで地区の方でもつてもらいたいと、幸にして、マリン隊の方をお願いして（均し）ありますが、それに接待費の費用がかかる人ではないかと思ふと云う話でしたが、しかし、その額は、それには入れられないと思ふ。一応負担することにして、この数字の修正が後で来た場合にはこれはこう云う理由で、こうなつております。と云うことで、未だこれは修正のこと等は、振興会にも図られるおりませんので、今はつきりしたことは、3、466万しかつきりしておりませんので、ただ思われるのは、これを完成するまでに、いくらかの変動はあると考えられる訳であります。今の処はつきりしておりましたので、これだけ提案してある訳であります。

1番香～御説明で成程、そうなるのではないかと思います。その場合に一応形式として、当然変更があり得ると云うことであれば、その年度別においての負担行為の骨だけですね、議決しても良さそうものであるが、何故総額を最初に議決に出したかどうか、と申し上げるのは、もち論そこには、1回で負担するんでしたら別ですが、この資料から見ると、3、5年にまたがる所の総額の負担金だと、しかしながらこれは年度毎に区切つて、いくら負担すると云うことになりますので、その場合には、年度で負担すべきものだけ、議決するのが良さそうであるが、総額そのまま出した理由について、

市長～その件、振興会でも中部の市町村長会でも、問題になつておりましたが、或はそれだけ負担しなくても良いかも知れんと、実は銀行からの借入れの枠を一応決めてからに、それを全部借るものとして、これだけ負担金と云うことになりますが、要は毎年毎年出して行く予算でこれを負担行為をして、向うに迷惑をかけなければ良いと思ふますが、しかし、銀行はいくらまで貸すと云う何を、銀行の了解を得るには、それだけは、負担すると云う議決が入要であると思ふので、金額を負担すると、要するには銀行へ提出する書類として、要ると云うことで、これだけになつております。或は先のお話し御様に若しや来年の予算で7万を出ると云うことになりますが、と償還金も1回か2回で、済んでしまつて、これだけ全体の負担もしなくても良いと云うかつ好になつてしまいます。

1番香～銀行との借入の問題でそうなつたと云う説明であります。いずれにしても、総額そのものには議決でなくとも同意だと云う横本形式でも良さそうなんだと思ふますが、その場合に一応、総額は議決しておいて、それから支出行為になると、予算を通さないといかんと云うことになるかと思ふますが、その場合にその枠であれば、





無条件の支出行為になるかどうか、仮に次年度において、1,000\$を支出するんだと云うことにして、3,400\$の、もち論1,000\$であれば、当然それは認められたことになる云うことになるのか、義務的経費になるのか、その辺の御説明を願います。

市長～額をそれだけ上げたら、予算において全部出さねばいかんと、言うことになりませんが、予算で通つた脅は、こちらの執行で支払い出来ませんが、皆様がいくらまでは、負担して良いと云つても、ここにそれだけの予算を認めてもらなければ、負担をする様に市長は向うから受けたので実際にするには、先の予算が得られない場合には、いわゆる、義務は、あたらされたんだが、執行においてそれだけ執行出来ないと云うかつ好になりませんかところ思う訳であります。

1番～金がなくて執行出来ないと云うことではなくして、一応は総額の議決をした行為だから、もらつたんだから、後で全部、年次の執行については、その範囲であれば、いくら計上しようが、義務的経費と云うことになるのかどうか、一応はこれだけは負担をするんだと云う議会の議決を得たんだから、将来年次の償還にあてる支出行為です、直接その場合に、3,466\$の範囲であれば、1圓で2,000ドル或は3,000ドルした場合には、それは義務的経費になるのかどうか、議会において、それだけは、当然3ヶ年だと、しかしこれにおいては、別に期限を云つての負担のあれじやなくして只中部工業高校の敷地購入の負担金として、3,466\$となつておりますが、しかし資料によると後3ヶ年となる訳ですが、その後においてはすね、義務的経費になるのか、議会として一応議決したものに対して、再び予算上に現した場合においての取扱いですね、と申し上げるのは、先程も申し上げました様に一応は総額というものは、同意としても、同様の形でも良いんではないかと思えます。その場合に年次の執行において、議決或は総額においては同意ということにしても良いんではないかと思えます。

議長～暫休願致します。(午後12時13分)

議長～再開致します。(午後12時15分)

議長～大体質疑もつきた様であります、質疑を打切ること御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ること致します。



議 長〜では本案に対する討論を求めます。

議 長〜討論省時の声がありますが、御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長〜御異議がないと認め、本案に対する討論を省略することに致します

議 長〜では議案第34号中部工業高校敷地購入負担金についてを表決に付します。

議 長〜異議に御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長〜御異議がないと認めと認め、議案第34号中部工業高校敷地購入負担金についてを、原案通り可決決定致します。

議 長〜暫く休憩致します。(午後12時22分)

議 長〜再開致します。(午後2時40分)

議 長〜目録第4、議案第35号1964年度長野県市才入才盛道加賀正予算についてを上程致します。審議をして朗読せしめます。

議 長〜提案者の趣旨説明を求めます。

市 長〜彼所の職員の増員に伴い、現在の庁舎ではどうしても、つまつて、ふだんの事務に困るので、何とか、これを拡張したいと思つております。職員採用と同時に、これを早くやらねばいかんと、処が、財源に困つておりましたので、一応は、予備費を使つて現在の庁舎の南側にトタンブキとそれから今の消防庁舎に雑用を付けて、とじまりをすれば、何とか向こうの方に現在の建設費を移してもらつて、これで済む訳ではないかと、こう思つて計画を進めておつたが幸いに今度軍用地料の値上りが大体確定致しましたので、いわゆる普通財源の収入と無地帯の非課税地帯によつて、その財源を捻出すことが出来ましたので、予備費はそのまゝにして、一応予算を更正して、これをあてて行ふと云ふことで実施してあります。尚先の案件とも関連致しますが、今度工業高等学校の負担金が今度の予算で3ヶ月分6箇の内1箇分は今度で予算に充て、支出しなればならない様になつておりますので、又議会においても、一応増さねばならない様な事案が生じたので、この案を提案している訳

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないと認め、本案に対する討論を省略することに致します

議長～では議案第34号中部工業高校敷地購入負担金についてを賛決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないと認めと認め、議案第34号中部工業高校敷地購入負担金についてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後12時22分)

議長～再開致します。(午後2時40分)

議長～日程第4、議案第35号1964年度宜野湾市才入才嶺追加更正予算についてを上提致します。審議をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～役所の職員増員に伴い、現在の庁舎ではどうしても、つまつて、ふだんの事務に困るので、何とか、これを拡張したいと思つております。職員採用と同時に、これを早くやらねばいかんと、処が、財源に困つておりましたので、一応は、予備費を使つて現在の庁舎の南側にトタンブキとそれから今の消防庁舎の隣を付けて、とじまりをすれば、何とか向こうの方に現在の舞設課を移してもらつて、これで済む訳ではないかと、こう思つて計画を進めておつたが幸いに今度軍用地料の値上りが大体確定致しましたので、いわゆる普通財源の収入と無地番の非課税地等によつて、その財源を捻出すことが出来ましたので、予備費はそのままにして、一応予算を更正して、これをあてて行ふと云うことで提案してあります。尚先の案件とも関連致しますが、今度工業高等学校の負担金が今度の予算で3ヶ月分6回の内の1回分は今度で予算に現れて、支出しなければならぬ様になつておりますので、又議会においても、一応増さねばならぬ様な事態が生じたので、この案を提案している訳

であります。宜しく御答覆をお願い致します。

議 長～本業に対する質問を求めます。

10番～5款の政府支出金の、事務委託でございますが、現在まで、どの様にされておつたか、又今までどの様になつておりますが、そう云うものは、行われてなかつたのかどうか。

市 長～これは確か昨年からおつたと思ひますが、軍用地料の支払は政府がやるべきものを、その事務として昨年からの支払事務で、今年も同様にして、これを行うと云うことは、一応これは土地事務所の方とも話し合ひ、市町村長会との話し合ひでしか出来ませんので、市町村長会としての要求は、少なくとも、1件につき7セントと云うことで、昨年よりも、割合もんで、そして、かえつて安い高いともむよりは、早く引き受けて、支払いをした方が住民のためにもなると云うことで、昨年も4セントでやつておりますが、今年も昨年の様に4セントでやる、と云う話しが決まりましたので提案してあります。

10番～この契約は何月から何月までとなつておりますか。

市 長～支払事務の契約ですね。(ハイ)その年度年度で料金や何んの話しは、軍用地料事務費が来て金島の神島市町村長会に、今年もそう云う様にやつてもらいたいと云うことで依頼によつてやつておりますので、これは、書類上の契約、只責任者として、こちらから通知しますが、契約書は各市町村単位でかわしてないと思ひます。

10番～この予算は当初予算で、大枠は立を付けて、計上するのが、予算の立附ではないかと思ふのでございます。いわゆる、次からは、なるべくこう云うものはなを付いた予算は、予算時期に計上していただく様要望申し上げます。

4番～軍用地料非課税土地貸料の改訂増額等でございますが、この増額になつた根拠をよすね、これについて、御説明願います。尚又当初で見積れなかつたのかどうか。

市 長～これについては、6月定例会の話しにも、この問題は出ておりました。あの当時は、あがると云う処の何にしかはつきりしませんでした。あがると云うことは、あつておつたんだですが、しかし、そのものがはつきり分りませんでしたので、これは、兵隊の追加更正でしか発表出来ないのではなからうかと考えます。兵隊法借賃貸料法の最高借賃の額の発表の方が、5ヶ年に1厘で、結局は本年度から決定の何んになつておまして、7月1日付で算つて改訂する額を何



であります。宜しく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

10番～5款の政府支出金の、事務委託でございますが、現在まで、どの様にされておつたか、又今までゼロになつておりますが、そう云うものは、行われてなかつたのかどうか。

市長～これは確か昨年からは始つたと思ひますが、軍用地料の支払は政府がやるべきものを、その事務として昨年からの支払事務で、今度も同様に、これを行うと云うことは、一応これは土地事務所の方とも話し合い、市町村長会との話し合いでしか出来ませんので、市町村長会としての要求は、少なくとも、1件につき7セントと云うことで、昨年よりも、随分もんで、そして、かえつて安い高いともむよりは、早く引き受けて、支払いをした方が市民のためにもなると云うことで、昨年も4セントでやつておりますが、今年も昨年の様に4セントでやると云う話しが決まりましたので提案してあります。

10番～この契約は何月から何月までとなつておりますか。

市長～支払事務の契約ですね。(ハイ)その年度年度で料金や何んの話しは、軍用地事務所長が来て全島の沖繩市町村長会に、今度もそう云う料にやつてもらいたいと云うことで依頼によつてやつておりますので、これは、書類上の契約、只責任者として、こちらから通知しますが、契約書は各市町村単位でかわしてないと思ひます。

10番～この予算は当初予算で、大体目はなを付けて、計上するのが、予算の立前ではないかと思つたのでございます、いわゆる、次からは、なるべく云う目はなを付いた予算は、予算時期に計上していただく様御要望申し上げます。

4番～軍用地非課税土地賃料の改訂増額分でございますが、この増額になつた根拠は、これについて、御説明願ひます。尚又当初で見積れなかつたのかどうか。

助役～これについては、6月定例会の場合にも、この問題は出ておりましたが、あの当時は、あがると云う処の何にしかはつきりしませんので、あがると云うことは、あつたんだが、しかし額そのものがはつきりありませんでしたので、これは次回の追加更正でしか発表は出来ないのではないかと考えます。国立法備貸安定法の最高借賃の額の設定の方が、5ヶ年に1回で、結局は本年度から設定の何んになつておまして、7月1日付で以つて改正する様な何





で、告示になつたかどうかは、未だ（キヤッチ）してありませんが、7月1日付で改正されると云うことになつて居つた様であります。最高借賃の調整の方がどう云うことになつたかはつきりしませんがその法によりますと大体民間の何が5年度における基準からしたる場合において大体1.10内外の見当がなされていましたが、それに伴つて軍用地の方もどうしても極力民有地の基準のそれまでもつて行かなければと云う何で一応案が案されてその方も大体、民間の云つて居る様になるというふうに、その骨をばつきりすぐそれだけになると云うふうには未だ實際の何は来て居りませんが、まあ大体、民間と軍との折衝による結果として、約田んぼ域外においてはほとんど1.10内外上がつて居る様な事になつて居りまして、その方は各市町村との施行規則は違ふのですが、田んぼの方は据置きのかつ好になつて居ります。それから今まで取扱からした場合には、5以下四位まで設定されていたのですが、本圖の骨はセントで打切られてそしてセント以下は四捨五入すると云うかつ好になりまして、田んぼにおいてはサガク点も市町村の方にあるんじゃないかと云うふうになつて居りましたのでありますがセントの方はどうしても5年から上げる訳にはいかないんじゃないかと云われていたが極力そう云う下がる様な市町村に対しては特例として従来通りの5以下四位までもつていくことにして、田んぼ域外においては各市町村共大体1.10内外の増と云うことになつて含まれて居りますが、然しこの骨はつきりとまだ確定した何は来て居りませんが然し軍の方においても弁務官府まで行つて弁務官内意向としても大体そういうふうな点で了承が得られると云うふうな所まで云つて居る訳でございます。

4 番～この25, 494番は、非耕地面積のいくらでありますか。

助 後～約15万坪ありますが、はつきりした数字は6月定例会に出してあります。

議 長～外になければ進行致します（次は才崗の部に入る）

16 番～庁舎拡張工事費の件についてであります。今1部骨、復所内の南側に、又市長の御説明の中にも、消防庁舎の二階をしまりを付けて課をもつて行きたいと云う様な御考えの様でございますが、今後の宜野湾市庁舎の永久燃焼と云うふうな件についても考慮においての拡張工事であるかどうか、それともそう云うことではなくして、結局は職員数の増に伴つての1部約な拡張工事費であるかどうか、その見透しについて御伺いします。

市 長～将来はどうしても恒久的な措置として、その庁舎を増築しなければならぬと思つて居ります。今やつて居るのは、応急の措置にしかならぬところ思つて居ります、それが将来 恒久的の措置として庁舎を拡張す



るには、どう云うふうにすれば良いかと、現案の敷地として、今余ゆうがなくて困っておりますが、一応これは現案の敷地を最高限度に利用する意味で、第一階鉄キンを採用すれば、第一階延せると云う建築関係の方の話がありますので、今年も出来たら予算面の余ゆうも付けば、第一階上に延ばしたいと、と云うのは実はこの会議も色々こんで、今まで市民の講堂みたいに使って、スチーラ等も準備してあつたんだが、これもなくしてどう使う処でありますので、設計の使う様な舞をもつと、あまり来客の出入りもない様だ上の方に持つて行つた方が良くはないかと云う計画で最粗の去つた予算議案も最粗の話は、そう云うように話せば進めておつたんだが、いざ実行してみると、どうしてもどこまで予算をもつて行くか、余ゆうがないので、とうとう只今の様な急な措置でもつて、これをしのげればならない事になつた訳であります。

~~それから~~これから先、市の財源を見付けていわゆる財源の獲得が出来たならば、いずれは、今のビメンカワクラブの所から、登壇所の所、もとの消防車庫の所まで、一諾にして、3階建位の庁舎を建てないで云うと、将来つぎの庁舎の単独な建築は、現案の敷地のままで既済の様な感じが致しますので、将来はそう云うかつ好にもつて出来なければならぬのではないかと、どう思つております。

5 番～同述して質問致します。只今の市長の説明によりますと、現庁舎の上に、つまり3階を建てたいと云う事柄なことでありますが、若し、その様にやるとした場合に、この位の経費が入りますか、概算であります。

市長～大体、8,000\$位

5 番～8,000\$位あれば、増築が出来ると云うことですね。

市長～大体上に延すと云うだけで、8,000\$位

5 番～8,000\$位の財源案は出来ませんか。

市長～それが出来ません。今の様な。

5 番～わずか8,000\$がですか、敷設費の設備は印刷代でありますか、これは何部位ですか。

所政課長～50部位。

5 番～50部は役所の全職員に配る目標ですか、それとも末端担当者を対象にしてのものか。

るには、どう云うふうにすれば良いかと、現在の敷地として、今余ゆ  
ゆうがなくて困っておりますが、一応これは現在の敷地を最高限に  
利用する意味で、後1階鉄キンを使用すれば、後1階延せると云う建  
築関係の方の話がありますので、今年も出来たら予算面の余ゆうも  
付けば、後1階上に延ばしたいと、と云うのは実はこの会議室も色々  
こんで、今まで市民の講堂みたいに使って、ステージ等も準備し  
てあつたんだが、これもなくしてここを築う処でありますので、護会  
の使う様な態をもつと、あまり乗客の出入りもない様な上の方に持  
つて行つた方が良くはないかと云う計画で最初の去つた予算議会も  
最初の話は、そう云うふうの話は進めておつたんだが、いざ案を練  
つて見ると、どうしてもどこまで予算をもつて行く様な、余ゆうがな  
いので、とうとう只今の様な急な措置でもつて、これをしのぎな  
ければならぬ様になつた訳であります。

それからこれから先、市の財源を見付けていわゆる財源の獲得が出来  
たならば、いずれは、今のセメンカワラフキの所から、登記所の所、  
もとの消防車庫の所まで、一諸にしての、3階建位の庁舎を建てない  
と云うと、将来つけての庁舎の単独な建築は、現在の敷地のままで  
無理の様な感じが致しますので、将来はそう云うかつ好にもつて行  
かなければならぬではないかと、こう思つております。

5 番～関連して質問致します。只今の市長の説明によりますと、現庁舎の上  
に、つまり3階を建てたいと云つた様なことでありますが、若し、  
その様にやるとした場合に、どの位の経費が入りますか、概算であります。

市 長～大体、8,000\$位

5 番～8,000\$位あれば、増築が出来ると云うことですね。

市 長～大体上に延すと云うだけで、8,000\$位

5 番～8,000\$位の財源案は出来ませんか。

市 長～それが出来ません。今の様な。

5 番～わずか8,000\$がですか、敷費の概算印刷代でありますか  
これは何部位ですか。

財政課長～50部位。

5 番～50部は役所の全職員に配る目的ですか、それとも末端担当者を対照  
にしてのものか。

財政課長～調査関係に、たちさわる事務更員に配りたいと思つております。

10番～11款の繰出であります。こちらに行政課設備促進補助の件について  
てございますが、去つた定例会において、予算委員会において、事務委託  
託者の経費を12月までと、けずつたんでございますが、これか  
ら見れば、款と目とは同じ処でございます。よつて、款の目野は、  
いわゆる市長の流用が出来る様に款約になつておりますので、いわゆ  
る前の分と、事務委託者のものと、これとの関連性はないかどうか、  
この辺を御説明いたします。事務委託費と、これとでは、関連性はな  
いかどうか、いわゆる私が云わんとするものは、項目は課金の繰出によ  
つて、流用は出来るんだが、買取は市長の裁量によつて流用が出来  
る様になつておりますので、去つた6月の課金には、予算委員会には、  
12月までに早く新部署を設ける様にと云うことと、委託者のみれ  
を分けた。その予算をもつて来て若し、新設が出来ない場合に流用  
する恐れはないか、簡単に説明いたします。

総務課長～当初の予算委員会の方で、その場合には、この費目に関する費用、こ  
れは、あくまでも委託者と云う様で、それに関連する、人件費的費用  
が、6月課金で、哲補方が審議した予算でございましたが、今更進め  
ておりますのは、そう云う委託者に対する業務的運営を進めるため  
の人件費的ものではなくて、いわゆる行政課を再編して行くためには  
それだけの準備を推進をしなければいかんと、新しい課の推進であ  
りますので、その地域、追加にいわゆる当初補助です、そう云うふ  
うな新しい目的のものでありますので、今おつしやる様に課内、或は  
課内は流用出来るんだが、それとの関連は、と、云う様な御質問です  
が、そう云うふうを特定目的の場合には、流用するのは、誤しいく  
ないと、あくまでも、哲補方の御説明も加えて、そして執行をスムーズ  
に定めさせると、云うのが正しい有り方ではないかと云うふうなこ  
とであります。厳格に云つても、費目間、その設定費目に対する過不足  
増減は可能だと思つておりますが、新目的のための流用は、不可能ではない  
かと思つております。だから関連においては、目的は別でありますの  
で、いわゆる予算の性質そのものからすると、新設だと云うふうなこ  
とになると思つております。

10番～行政課新設についてであります。現在の見直しに立つて、12月ま  
でに、新設出来る可能性がございますが、市長さんの御答弁を願いま  
す。

市 長～是非新設したいと思つております。

3番～非課税地域の増収に伴つて当然課税促進委員会に対する負担金がありま



財政課長～職務関係に、たちさわる事務更員に配りたいと思っております。

10番～11款の雑出であります。こちらに行政区設置促進補助の件についてでございますが、去つた定例会において、予算議会において、事務委託者の経費を12月までとく、けずつたんでございますが、これから見た場合に、款と目録は同じ処でございます。よつて、後の目録は、いわゆる市長の流用が出来る様に法約になつておりますので、いわゆる前の脅と、事務委託者のものと、これとの関連性はないかどうか、この辺を御説明願います。事務委託費と、これとです、関連性はないかどうか、いわゆる私が云わんとするものは、項目は議会の議決によつて、流用は出来るんだが、目録は市長の裁量によつて流用が出来る様になつておりますので、去つた6月の議会には、予算議会には、12月までに早く新部落を設けする様にと云うことで、委託者の流用をけずつた。その予算をもつて来て若し、新設を出来ない場合に流用する恐れはないか、簡単に説明願います。

事務課長～当初の予算議会の方で、その場合には、この項目に関する費用、これは、あくまでも委託者と云う業務、それに関連する、人件費的費用が、6月議会で、皆様方が審議した予算でございましたが、今度出て来ておりますのは、そう云う委託者に対する業務的運営を進めるための人件費的ものではなくて、いわゆる行政区を再編して行くためにはそれだけの準備を推進をしなければいかんと、新しい区画の推進でありますので、その地域、地域にいわゆる打切補助ですが、そう云うふうな新しい目録のものでありますので、今おつしやる様に区内、或は区内は流用出来るんだが、それとの関連は、と、云う様な御質問ですが、そう云うふうな特定目録の場合には、流用するのは、望しいくないと、あくまでも、皆様方の御検討も加えて、そして執行をスムーズに進めさせると、云うのが望しい有り方ではないかと云うふうなことであります。厳密に云つても、費用間、その設定費用に対する過不足増減は可能だと思ひますが、新目録のための流用は、不可能ではないかと思つております。だから関連においては、目録は別でありますので、いわゆる予算の性質そのものからすると、新設だと云うふうなことになると思ひます。

10番～行政区新設についてであります。現在の見透しに立つて、12月までに、新設出来る可能性がございしますが、市長さんの御答弁を願います。

市長～是非新設したいと思つております。

3番～非課税地の増設に伴つて当然軍用空地委員会に対する負担金がありま

?

すか、それが計上されていないのは、どういう訳でありますか。もう1つは新しく省の新設区の新設の対照で、その値が、9区になつておりませんが、それはその新設区に大なり、小なり、1ツの、2、3、と或は1戸位の移動があると思ひますが、何戸を基準として1部統合、新設区を、その区別をなされたか。各新設区は、新しく出来たもんだと思ふんですが、統合新設区は何区か、或は1部統合新設区は何区であるか、何にか基準がありまして、御知らせ願ひます。

事務課長～第1点の方は、調べておりますので、第2点の方から御説明申し上げます。第2点の方のいわゆる新設区を、統合新設区、それから1部統合新設、それから、その他というふうにしてございしますが、この方の分類は別に御質問のあたつた様に、戸数何戸以上、どうするとかと云うふうな基準を上るものではないとございせん。これを内訳申し上げますと、新設第4区と云うのが、この前御説明して載せました。第2区野宮の下の方、それから今区を、第4区これは、2区と1区の何方から切れる1番東側のもの、それから第6区、解放地の東側、それから第7区のいわゆる野宮の1部と新城の1部、これだけが、新設区に4区になつております。それから統合新設区の方が、第15区それから第17区、第19区、第20区、この4ツの方が統合新設区、この方は皆御質問の答申に上りまして、新しく規則設定をしないので、少大の、どの区がどれに属するといふは、新しい区が出来ると思ひますが、御質問には、表らないと思つております。それから1部統合新設の方が3区になつておりますが、この方は第1区、これは野宮の1部と新城の1部が統合、それから2区、これは野宮の2区と野天間区の1部それから新しい5区、その外は9区でございしますが、ほとんど野宮の大勢はないと、10件、20件の区別はあると思ひますが、大体的に云つて、別に相違はないと云う事柄がその他の9区であります。

財 政～第1点については、私の方から申し上げます。この方は御質問の答申に当然支出額の方でも、考えられるべき問題でありますが、しかしながら、今年度における、委員会の手続関係の何かが、どうなつてゐるか未だはつきり解りませんので、前年度の当初予算で組んでありますので、たとへこれ、今年度通りで執行されると受うことになりまして、御質問には、10億をたらずでありますので、その方は、予算からも直らせて出来た問題だと考へております。

4 番～議会費の減費であります。当初の予算では多すぎると云うことで、1割けずつたと思つておりますが、その範囲内で出来た理由は、どこにあるか、或はその減費支給費目になつておりますが、その内訳との関係はどうか、或は減費の交付費であります。200万計上されておりますが、360万に対して、3ヶ月またずして、200万増額しなければならぬ理由はどこにあるか、これについて。

事務課長～第1点の方から御説明申し上げます。第1点の方は、当初の議会費



すか、それが計上されていないのは、どういう訳でありますか。もう1つは新しく市の新設区の補助の対照で、その他が、9区になつておりますが、それはその新設区に大なり、小なり、1ツの、2、3、と或は1戸位の移動があると思ひますが、何戸を基準として1部統合、新設区を、その区別をなされたか。各新設区は、新しく出来たものかと思ふんですが、統合新設区は何区か、或は1部統合新設区は何区であるか、何にか基準がありましたら、御知らせ願ひます。

総務課長～第1点の方は、調べておりますので、第2点の方から御説明申し上げます。第2点の方のいわゆる新設区か、統合新設区、それから1部統合新設、それから、その他というふうにしてございしますが、この方の分類は別に御質問のあつた様に、戸数何戸以上、どうするかと云うふうな基準によるものではございません。これを内訳申し上げますと、新設区4区と云うのが、この前御検討して載せました。第2区野嵩の下の方、それから今度、第4区これは、2区と1区の両方から切れる1番東側のもの、それから第6区、解放地の東側、それから第7区のいわゆる解地の1部と新城の1部、これだけが、新設区の4区になつております。それから統合新設区の方が、第15区それから第17区、第19区、第20区、この4ツの方が統合新設区、この方は皆標方の答申によりまして、新しく規則設定をしますので、少々のは、どの区がどれにはいると云う違いは出て来ると思ひますが、教約には、変らないと思ひております。それから1部統合新設の方が3区になつておりますが、この方は第1区、これは野嵩の1部と新城の1部が統合、それから2区、これは現在の2区の1部と普天間の1部それから新しい5区、その外は9区でございしますが、ほとんど現在の大差はないと、10件、20件の線は何はあると思ひますが、大層約に云つて、別に相違はないと云う部落在る他の9区であります。

助 後～第1点については、私の方から申し上げます。この方は御質問の様に当然支出面の方でも、考えられるべき問題であります。しかしながら、今年度における、委員会の手数料関係の何が、どうなつてゐるか末だはつきり解りませんので、前年度の当初予算で組んでありますので、たとえこれが、現年度おりで施行されると云うことになりましても、額においては、100万を越してありますので、その方は、予備からも左らせて出来る問題だと考へております。

4 番～議会費の旅費であります。当初の予算では多すぎると云うことで、1部けずつたと思つておりますが、その範囲内で出来ない理由は、どこにあるか、或はその旅費支給費員になつておりますが、その条例との間違はどうか。次の交際費であります。200万計上されておりますが、360万に対して、3ヶ月またずして、200万増額しなければならぬ理由はどこにあるか、これについて。

総務課長～第1点の方から御説明申し上げます。第1点の方は、当社の議会で





旅費の類について御検討して頂きましたが、けずり減した部分については、すでにおわりの部分についてでございます。その外の部分については、当初予算の場合において、一部説明申し上げた様に複算の方も、ぎりぎりの線計上してあつたと云うことを御説明申し上げましたが、今度の旅費の追加部分は、当初においては、全然計画、政府がそういうふうな計画で、無次の行つて云うふうな何がございませんでしたので、当初の旅費の部分についての見越がなされてなかつたと、特に先程お話し合がございました様に、そういうふうな修について、は金員参加出来る様な方法が望ましいと云うふうな御意見もございました。また、予算においてそのウラ付けが必要だと云うことで、追加してございませう。簡単に申し上げますと、当初算の複算は、皆様方の通常の議会の活動に最少必要な額しか計上されてない、こう云う様な特殊の修の部分が入つてございませんでしたので、一応追加してあると云うふうになつております。それから、第2点の方は、私から御説明申し上げて良いかどうか、解りませんが、条例との関連は、どう云う点に疑問がございませうか、良く参りませうが、報酬及び費用弁支給は、条例と云うものがございませう。この中に皆様方の場合に職務に対して報酬、それから皆様方の職務を遂行しての仕事を従事する場合には、費用弁支と云うのが支給されることになつております。費用弁支にも色々ございませう。旅行する場合の費用弁支、それから、今度、こういうふうな、本会議に出てもらう場合の費用弁支、それから、研修に行く場合の費用弁支、色々費用弁支がございませうが、それを總称して予算においては旅費というふうな折轉することになつております。条例の関連は宜しゅうございませうか。

議長～暫く休憩致します。(午後3時15分)

議長～再開致します。(午後3時25分)

- 4 番～才山の費用の中で、直ぐ早急に必要でない、云うのが、沢山あると思ひますが、特に先程決定した負担金の場合でも、3月までに、向うに納入すれば良いんだと云つた様なことになると思ひますが、それはそれで、宜しゅうございませうか。そうしますと、予算を支出するのは、後半年、いずれにしても次の定例会当りにもなんとか、財源を求めてやると、更に外に相当必要とする所の支出執行しなければいけない様な支出は、今の所、これ以外にはないかどうか、これについて御伺ひ致します。

市長～現金は3月に支払うべきで仕事はすでに始めておりますので、地主の支払をするには銀行から金を借りて、この借りるのが、未だ手続書類として、今負担議決と、予算議決をしないと云うと、銀行の方から借れませんので、これを早く早くで、どの地区でも、どの市町村でも急いでこれを議決してもらいたいと云うことで、これを急いでしてあ

ると云うことであります。急な処置を条件であります。

10番～3区の消防庁舎の拡張工事でございしますが、これも、やつぱし、後所の等価関係に使用するために拡張されるのか、予定は有難か。

市長～予定は差控保を容れたいと思っております。それから今ごつしり、本庁舎の1階の方がつまつておりますがそこの方から南側の方へ移したいと思っております。

9番～行政区域調整促進補助金に關連して、先程補助金に關する、内訳を聞きまされたですが、議会の答申案通りやられるのか、それとも答申案に手を加えられた案で、この新行政区を新設する形になつてゐる訳ですか、その点を御説明願ひたいと思ひます。議会の答申案通りであれば、先程の内訳の基合に補助金の対照として、漏れてゐる所がある様でありますその辺について御説明願ひます。

市長～答申案によつて執行部に委属された地区が、我知古地区の所がおりますが、先の実担金で何かあると云うことですか。

9番～答申案通りであれば、先程の内訳には、答申案通りに漏れた部分があると思ひますが、1部統合して、新設区として、補助金の対照をして漏れた所があります。統合新設区としては、15、17、19、20区と4区となつておりますね、4区の内訳が最初にも長さんに御報告いたしますが、答申案通りやられる訳ですか。(ハイ)

市長～答申案通り我知古の地区の所ですね、15、16、17の部合はですね、執行部に當て我知古から陳情が来ましたが、あれについての決定は未定なんです、あれについては良く検討して決定したい。答申が、あの陳情が来た時議会の方から、その様な答申が来たので、その通りなる訳です。そちらの方で決めることになる訳です。

副議長～御的には、いわゆる答申案にしる、それから答申後のその附帯する陳情、そう云うものも都合して、最終的な決定をすると云うときになつても、御的には使らないと思つておりますが。(20区であります)

議長～御く休養致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

議長～質疑もつきな程であります。質疑を打切ることには御賛成ございせんか。

賛成なしと呼ぶ。



ると云うことばあります。急な急ぎな案件であります。

10番～3款の消防庁舎の拡張工事でございますが、これも、やつぱし、後所の事務関係に使用するために拡張されるのか、予定は何課か。

市長～予定は建設課を移したいと思っております。それから今ぎつしり、本庁舎の1階の方がつまっておりますがそこの方から南側の方へ移したいと思っております。

9番～行政區置設促進補助金に關連して、先程補助金に關する、内訳を聞きましたですが、議会からの答申案通りやられるのか、それとも答申案に手を加えられた案で、この新行政區を新設する様になつてゐる訳ですか、その点を御説明願いたいと思ひます。議会の答申案通りであれば、先程の内訳の場合に補助金の対照として、漏れてゐる所がある様でありますその辺ちつて御説明願ひます。

市長～答申案によつて執行部に委屬された地區が、我如古地區の所がありますが、先の負担金で何かあると云うことですか。

9番～答申案通りであれば、先程の内訳には、答申案通りに漏れた様な所があると思ひますが、1部統合して、新設區として、補助金の対照として漏れた所があります。統合新設區としては、15、17、19、20區と4區となつておりますね、4區の内訳が最初に市長さんにお伺ひしますが、答申案通りやられり訳ですか。(ハイ)

市長～答申案通り我如古の地域の所ですね、15、16、17の部會はですね、執行部に後で我如古から陳情が来ましたですね、あれについての決定は未だなんです、あれについては良く検討して決定したい。答申が、あの陳情が来た時議会の方から、その様な答申が来たので、その通りなる訳です。そちらの方で決めることになる訳です。

鑑査課長～敬約には、いわゆる答申案にしる、それから答申後のその附帯する陳情。そう云うものも綜合して、最終的な決定をすと云うときになつても、敬約には変らないと思つておりますが。(20區であります)

議長～暫く休憩致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

議長～質疑もつきた様であります、質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、質疑を打ち切り討論に入ります。

4 番～結論から申し上げますと、原案に賛成であります。当初予算成立からして、わずか3ヶ月たらずして、又更正をすると云うことは、このまじくはないと云うふうに、再三要請しておりますが、しかし当初で見逃しが見られなかつたと云う新たなことで、やむおえないと考えております。そこで、しかし急を要する趣旨が若干ありましたので一応は原案通り賛成することに致します。

15 番～結論から申し上げて原案に反対致します。先、中部工業高校の問題で、発言を求めた訳ではありますが、求められなかつたので、関連致しまして今ここで発言致します。当然中部工業高校の問題は、これは原案が負担すべきものであつて、従つて市町村自治法第2条の条項に違反するかと考えております。又これは教育委員会と云うものがある以上、当然教育の問題は教育委員会がやるべき問題であつて、従つてその費用が計上されている以上は、この原案に対しては反対致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後4時01分)

議 長～再開致します。(午後4時02分)

議 長～外に探つた御意見はありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

～異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、討論を打ち切ることに致します。

議 長～では議案第35号1964年度長野市才入才出湯加算正についてを次次に付します。

議 長～原案に賛成の方举手願います。

議 長～賛成者多数でありますので、議案第35号1964年度長野市才入才出湯加算正予算については原案通り可決<sup>決定</sup>致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後4時03分)

議 長～再開致します。(午後4時04分)

議 長～日誌第5議案第36号1964年度長野市上水道特別会計才入才出

議 長～御異議がないものと認め、質疑を打ち切り討論に入ります。

4 番～結論から申し上げますと、原案に賛成であります。当初予算成立からして、わずか3ヶ月たらずして、又更正をすると云うことは、このまじくないと云うふうに、再三要望しておりますが、しかし当初で見透しが見積れなかつたと云う様なことで、やむおえないと考えております。そこで、しかし急を要する趣旨が若カありましたので一応は原案通り賛成することに致します。

15 番～結論から申し上げて原案に反対致します。先、中部工業高校の問題で、発言を求めた訳であります。求められなかつたので、関連致しまして今ここで発言致します。当然中部工業高校の問題は、これは政府が負担すべきものであつて、従つて市町村自治法第2条の条項に違反すると考えております。又これは教育委員会と云うものがある以上、当然教育の問題は教育委員会がやるべき問題であつて、従つてその費用が計上されている以上は、この原案に対しては反対致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後4時01分)

議 長～再開致します。(午後4時02分)

議 長～外に突つた御意見はありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議 長～では議案第35号1964年度野湾市才入才出追加更正についてを議決に付します。

議 長～原案に賛成の方举手願います。

議 長～賛成者多数でありますので、議案第35号1964年度野湾市才入才出追加更正予算については原案通り可決致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後4時03分)

議 長～再開致します。(午後4時04分)

議 長～日程第5議案第36号1964年度野湾市上水道特別会計才入才出追加



追加更正予算についてを上乗せします、別に別項事項もありませんので提案者の趣旨説明を求めます。

市長～この案件は今年水道事業で、米人住宅の移管が今まで水道公社が居ていた所を、市の水道事業に移管される部分が出たので、それ～で収入支出とも、予算の更正の必要が出て来まして、これを提案してあります。尚ほ移管については、部長から質問でお答えすることに、その意味で宜しく御答覆の程をお願い致します。

部長～本案に対する質疑を求めます。

3番～この更正の問題は米人住宅の移管についてであります。今度の米人住宅が、ほとんど移管になっておりますが、外に残つた所の水道公社から直接購入している所が市内にあるかどうかですね、その数はどう云う訳で移管が出来ないのでか。

水道部長～お答え申し上げます。今度移管になつた数は9月1日からで、341棟、それに暫予定しているのが、高良住宅で115棟で、あれと合せると400棟余りありますが、その外に残るのが喜友名と伊佐の貸住宅で、今度移管になつた数は、水道公社から個人個人にメータを取り付けて、そして給水している番を移管しておりますが、残る喜友名の番は、貸住宅を管理している人がまとめてやつている番でその番に対しては、今度の増設買上げの交渉をした訳であります。話し合がつかず未定議してある訳であります。

3番～水道公社との契約の下に全面的に市に移すという様な条項があると思つて居ますが、どういふ面が契約行為に支障を来たすか、買上げの予算面で市当局が困るかどうか、それとも向が移管が出来ないと云うことか。

水道部長～部員から云いますと、予算のネン庫と云うことでありますが、外の増設は今から調査して来年度の65年度の予算で支払をすると言ふ条件で移管をした訳であります。残る2箇所については、本人からの要請で既時買上げでなければ移管が出来ないと云うことでありますので、差通してあります。

5番～同議必質問致します。只今の話し合がうまく行かないと云うことは買上げの評価について、いかなうと云うことですか。

水道部長～評価についてはではなく、その時期について、買上げの支払の既時支払でなければ、移管が出来ないと云う訳で。

5番～その他、そのものには当事者個別に違いはない訳ですね。

追加更正予算についてを上提致します。別に朗読事項もありませんので提案者の趣旨説明を求めます。

市長～この案件は今度水道事業で、米人住宅の部費で今まで水道公社が見ていた所を、市の水道事業に移管される部費が相当出ましたので、それぞで収支とも、予算の更正の必要が出て来まして、これを提案してあります。尚補部については、課長から質問でお答えすることに、その意味で宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

3 番～この更正の問題は米人住宅の移管についてであります。今度の米人住宅が、ほとんど移管になっておりますが、外に残った所の水道公社から直接購入している所が市内にあるかどうかですね、その費はどう云う訳で移管が出来ないのか。

水道課長～お答え申し上げます。今度移管になった費は9月1日からで、341栓、それに後予定しているのが、高良住宅で115栓で、あれと合せると400栓余りますが、その外に残るのが喜友名と伊佐の貸住宅で、今度移管になった費は、水道公社から個人個人にメータを取り付けて、そして給水している費を移管しておりますが、残る喜友名の費は、貸住宅を管理している人がまとめてやつている費でその費に対しては、今度の施設買上げの接渉をした訳であります。話し合がつかず未だ延してある訳であります。

3 番～水道公社との契約の下に全面的に市に移すという様な条項があると思ふんですが、どういふ面で契約行為に支障を来たすか。買上げの予算面で市当局が困るかどうか、それとも向が移管は出来ないと云うことか。

水道課長～結論から云いますと、予算のネン出と云うことでありますが、外の地域は今から調査して来年度の65年度の予算で支払をすると云う条件で移管をした訳であります。残る2箇所については、本人からの要望で既時買上げでなければ移管が出来ないと云うことでありますので、延期しております。

5 番～関連に質問致します。只今の話し合がうまく行かなければ運云うことは買上げの評価について、いかないと云うことですか。

水道課長～評価については、その時期について、買上げの支払の既時支払でなければ、移管が出来ないと云う訳で。

5 番～その他、そのものには当事者機関にくい違いはない訳ですね。

水道課長～公社は一応移管はさせてもいいと云っております。

5 番～いえいえ今の話しは、その1部地帯は未だ交渉はおもわしくはいかないと云うことでありましたが、そのおもわしくはない云う具体的な内訳ですか。評価ではない訳ですが、今の説明では支払方法でずね臨時支払いをしてから完了するということですが、そうしますと、評価そのものはおたがい具体的に金額を示して話し合は進めておりますか、金算されてないですか。当評価からも異聞個からも何らその金の打合せはないんですか。たとえばなればずね臨時支払いだつたら移管してもいいというふうな相手の態度でずね、その時いくらだつたらいわゆる移管してもらおうという臨時の金額の相談はまだやつてない訳ですか。

水道課長～まだやつてない。

5 番～もう1回念をおして御聞き致しますが、買上げの代金を臨時支払をすれば、移管しても良いと云うことは云っておりますが、これから、そら云う様に交渉をお考えですか、そのまま放つておくつもりですか。

水道課長～これ都市の水道事業の方針と致しまして、全給水者を統一する意味におきまして、調査調査をして評価をして交渉を続けたいと思つております。

5 番～当届の計画通り移管がうまく行かない場合には何か支障を来たす様な事がありますか。

水道課長～別に今の所はそう云つたことは。

4 番～買上げの何が貸付地、450柱、マーシー地区のメーター取付の地ということになつておりますが、この貸付地456柱の移管地帯は何番項から話し合が持たれておつたかどうかです。それと年度始めに、只移管すると云うことは一応進めて置なかつたかどうか、それについて御説明願います。

水道課長～普通は移管することについて、水道公社と重野海市との契約当初からも市内にある貸付地の給水は移管する方針で現在まで進めて来ておる訳であります。

4 番～この450柱と云うことは、どこの地帯ですか。

水道課長～別に交渉するという、今現在直接水道公社から給水をやつておるもので、顧客自体は水道公社の顧客でありますから別に外は伊佐、喜友



水道課長～公社は一応移管はさせてもいいと云っております。

5 番～いえいえ今の話しは、その工部地域は未だ交渉はおもわしくはいかないと云うことでありましたね。そのおもわしくはいかないと云う具体的な内訳ですか。評価ではない訳ですね、今の説明では支払方法ですね。既時支払いをしてから完了するということですが、そうしますと、評価そのものはおたがい具体的に金額を示して話し合は進めておりますか、全然されてないですか。当局側からも民間側からも何らその値の打合せはないんですかたとえばなければですね既時支払いだつたら移管してもいいというふうな相手の態度ですね、その時いくらだつたらいわゆる移管してもらおうという概略の金額の相談はまだやってない訳ですか。

水道課長～まだやってない。

5 番～もう工部念をおして御聞き致しますが、買上げの代金を既時支払をすれば、移管しても良いと云うことは云っておりますが、これから、そう云う様に交渉をお考えですか、そのまま放っておくつもりですか。

水道課長～これは市の水道事業の方針と致しましても、全給水者を統一する意味におきましても、測量調査をして評価をして交渉を続けたいと思っております。

5 番～当局の計画通り移管がうまく行かない場合には何か支障を来たす様な事がありますか。

水道課長～別に今の所はそう云つたことは。

4 番～更正の何か貸住宅、450 枠、マーシー地区のメーター取付の増ということになつておりますが、この貸住宅456 枠の移管地域は何目項から話し合が持たれておつたかどうかですね。それと年度始めに、只移管すると云うことは一応は進めて居なかつたかどうか、それについて御説明願います。

水道課長～普通は移管することについては、水道公社と宜野湾市との契約当初からも市内にある貸住宅の給水は移管する方針で現在まで進めて来ておる訳であります。

4 番～この450 枠と云うことは、どこの地域ですか。

水道課長～別に交渉するという、今現在直接水道公社から給水をやつておるもので、顧客自体は水道公社の顧客でありますから別に外伊佐、喜友

名みたいに交渉する例はなかつたのです。

4 番～この施設は個人のじやなくして、水道公社のものか。

水道課長～給水の管運は水道公社がやつておるさんですから、移管申請、移管をして呉れということは、水道公社の権限でありまして、地主個人の権限ではない。

4 番～ですからその場合に水道公社に対して、早急に移管して呉れと云つた様な陳情が、或は又話し合いを持つたと思ふんですが、これは何時頃か、これだけの移管が話歸になつて運められたかどうか。

水道課長～~~何時~~移管については又書でやつています。

4 番～当初の年度始めではこの移管の見直しは全然なかつた訳ですか。

水道課長～水道公社の移管決定をされない間は、まだいつと云うことは決まらない訳です。

4 番～じや当初では、全然見直しがなかつたために、中途で、そういうふうに移管が発生したという訳ですね。そうしますと、施設は個人のものでも、と云うことになりますが、この個人の施設は、いずれにしても市が評価して買い上げなくちやいけません、その評価に、(譲り入れられたのは何時であるか。)

水道課長～現在においては移管しようという態度でまだその段階でありまして、評価はまだしてありません。

4 番～そうしますと、買い上げと云うことになると先程の御説明にもありました通り、施設の一括、買い上げでないと移管はしないと云う、施設の所有者ですが、それがやつた場合に、はたして、(移管されるかですね)

水道課長～今移管してある身については、ちゃんと承諾書をもらつてあります。

4 番～その施設は、いずれにしても買い上げなければならないと、その買い上げする時期は何時であるんですか。或は、又その作業がですね。強にやつているならば、或る予算に計上して、この評価が合算した場合に相手側がその評価ならば、施設は市に買い上げても良いんだと云うとなつた場合は、当然それだけ支費をしなくちやいけません。思いますがその買い上げの値段、この予算に納めておられますか。

名みたいに交渉する何はなかつたのです。

4 番～この施設は個人のじやなくして、水道公社のものか。

水道課長～給水の管理は水道公社がやつておるもんですから、移管申請、移管をして呉れということは、水道公社の権限でありまして、地主自体の権限ではない。

4 番～ですからその場合に水道公社に対して、早急に移管して呉れと云つた様な陳情が、或は又話し合いを持つたと思うんですが、これは何時頃か、これだけの移管が話題になつて進められたかどうか。

水道課長～一頃から移管については又審でやつています。

4 番～当初の年度始め頃はこの移管の見透しは全然なかつた訳ですか。

水道課長～水道公社の移管決定なされない間は、まだいつと云うことは決まらない訳です。

4 番～じや当初では、全然見透しがなかつたために、申途中で、そういうふうに移管が発生したという訳ですね。そうしますと、施設は個人のものでも、と云うことになりませんが、この個人の施設は、いずれにしても市が評価して買い上げなくちやいけません、その評価に。(繰り入れられたのは何時であるか。)

水道課長～現在においては移管しようという程度でまだその段階でありまして、評価はまだしてありません。

4 番～そうしますと、買い上げと云うことになる先程の御説明にもありました通り、施設の一括、買い上げでないと移管はしないと云う、施設の所有者ですが、それがやつた場合に、はたして、(移管されるかですね)

水道課長～今移管してある骨については、ちゃんと承諾書をもらつてあります。

4 番～その施設は、いずれにしても買い上げなければならないと、その買い上げする時期は何時であるんですか。或は、又その作業がですね。現にやつているならば、直ぐ予算に計上して、この評価が合意した場合に相手側がその評価ならば、施設は市に買い上げても良いんだと云うとなつた場合は、当然それだけ支出をしなくちやいけないと思いますがその買い上げの面は、この予算に現れておりますか



水道課長～恐れておりません、65年度に支払う約束で。

4 番～65年ですか、それは当事者間ではつきり話し合っている訳ですね、  
そうするとこの450社の内の施設費は、だいたいどの位でありますか。

水道課長～まだそこまでは、つきりつかんでおりません。

4 番～まだつきりした数字は、解らない訳ですね。

7 番～今先の署名者の件ですが、現在責任者別に個人が希望であれば、各々  
市の水道を持つてくることか出来ませんか。

水道課長～はい、出来ませす。

5 番～工事費が、1500万の額に定つておりますが、この理由に、250  
社を削除となつておりますが、これは見逃しのくい通いですか。

水道課長～本年度の増加社数が、720社を見積つておりましたが、前期予算  
で、790社と云うことで、250社が余計と云うことになつてお  
りました。それはどうしたかと申しますと250社はマーシー<sup>①</sup>で今  
度メーター取り付けることになつておりますが、そろいつた都管区域  
に対しては、市が要望して、メーターを取り付けるという例で、これ  
は、一社当り0、60セントで、イン管代と云うことになつてお  
ります。それでこつちの要望でもつて、付けるんだからという例で、現在  
の所、取れない訳です。と申しますのは必ずしも、そのイン管でない  
と、メーター取り付けが出来ないと云う訳では無くして、これは、  
あくまでも給水の管路上からイン管をした場合には、給水の管路上良  
いと、しかし、そのイン管自体は、家敷内の施設に入るもんだから、  
0、60セントと云う例は条例の適用で取つて居りますが、影響する  
分については、取れないんじやないかと云う訳で削つてある訳です。

15番～個人の施設所有者に対してですね、買い上げはしないんだという発言  
をしたことがありますか、これは、もち論、私は直接本人から聞いて  
はおりませんので、何については、調査は出来ませんが、そう云つた  
発言をなさつたことがありますか。

水道課長～一寸さかりにくいですが。

15番～今水道公営から、或る個人個人で引いた人達がおりますね、併りませ  
が、(バイ)  
どう云う人達に対して、水道課は買い上げはしないんだと云つたこと  
がありますか。

水道課長～現れておりません。65年度に支払う約束で。

- 4 番～65年ですか、それは当事者間ではつきり話し合っている訳ですね。そうするとこの450栓の内の施設費は、だいたいどの位でありますか。

水道課長～まだそこまでは、はつきりつかんでおりません。

- 4 番～まだはつきりした数字は、解らない訳ですね。

- 7 番～今先の喜友名の件ですが、現在責任者別に個人が希望であれば、直ぐ市の水道を持つてくる事が出来ますか。

水道課長～はい。出来ます

- 5 番～工事取益が、150%の減になっておりますが、この趣向に、250栓を削除となつておりますが、これは見透しのくい違いですか。

水道課長～本年夏の増加栓数が、720栓を見積つておりましたが、前回予算で、790栓と云うことで、250栓が余計と云うことになつておりました。それはどうしたかと申しますと250栓はマーシー番で今夏メーター取り付けることになつておりますが、そういつた移管地域に対しては、市が要望して、メーターを取り付けるという何で、これは、一栓当り0.60セントで、イン管代と云うことになつております。それでこつちの要望でもつて、付けるんだからという何で、現在の所、取れない訳です。と申しますのは必ずしも、そのイン管でないと、メーター取り付けが出来ないと云う訳ではありして、これは、あくまでも給水の管理上からイン管をした場合には、給水の管理上良いと、しかし、そのイン管自体は、家敷内の施設に入るもんだから、0.60セントと云う何は条例の適用で取つて居りますが、移管する番については、取れないんじゃないかと云う訳で削つてある訳です

- 15 番～個人の施設所有者に対してですね、買い上げはしないんだという発言をしたことがありますか、これは、もち論、私は直接本人から聞いてはおりませんので、何については、責任はおえませんが、そう云つた発言をなさつたことがありますか。

水道課長～一寸骨かりにくいですが。

- 15 番～今水道公社から、或る個人個人で引いた人達がおりますね、解りますか、(ハイ)  
そう云う人達に対して、水道源は買い上げはしないんだと云つたことがありますか。

水道課長～買い上げと申しますと、

15番～今個人個人で水道公社から受つておる人達ね、その為償に対して買い上げしないんだといつた様な発言を云つたことがありますか、

水道課長～ありません、

15番～ないんですか、

水道課長～そんなことはありません、

議 長～才入の部に対する質疑を打切ることには異議ございませんか、  
異議なしと呼ぶ、

議 長～何異議がないものと認め才出の質疑に入ります、

10番～1款の2項の政府補助金の支払措置でございますが、それについての  
補説明を願いたいと思います、

水道課長～456社の影響に存ないまして、水道公社が直接メーター付は免番  
のメーター代の支払いをしなくちやいかんという訳で、支店の方に給  
水の原材料の方に入れてありますが、8,200\$の支払いをせんと  
いかんということで、前に前任課長と市長が、議金に行かれて、折衝  
致しまして、その委託期間を延して10,500\$を65年まで  
延滞してもらいたいと云う訳であります、

10番～いわゆる本会計次年度に払つて良いと云う事をあれですね、

3 番～先だつて、カン寄の組合に市長は、5号線沿の水が非常に不便で是非  
その一帯を見ると、水道事業をやりたいと云うことでありましたが、  
この雨について野嵩の高架橋水槽が漏れている筈であります、それに  
伴ひまして、その雨も検附なされて賠償～々々々々～を考  
へたことがあるかどうかですね、賠償事業として一応野嵩一帯は  
高台で押し上げポンプでやらなければいかんといふ様な事ではありま  
すが、こういう事に仕事をするより一帯にでつかい費用をかけてやつた  
方が良いと思ひますが、これについて、

市 長～5号線一帯の配管工事については、これから測量設計を準備している  
ので、一帯調査し、設計が出来上がると自力でいけるかと云う、これ  
を是非賠償に以つて行かぬやいかんということを決定したいといふ思  
つてあります、今更の水槽を野嵩に作るのは、今現在給水している部  
帯でどうしてもその向こうが高いのでうまく水が出ないと云うので、



水道課長～買い上げと申しますと。

15番～今個人個人で水道公社からやつておる人達ね、その施設に対して買い上げしないんだといった様な発言を云つたことがありますか。

水道課長～ありません。

15番～ないんですか。

水道課長～そんなことはありません。

議長～才入の部に対する質疑を打切ることには御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め才出の質疑に入ります。

10番～1款の2項の政府補助金の支払措置でございますが、それについての御説明を願いたいと思います。

水道課長～456栓の移管に伴いまして、水道公社が直接メーター付けた分のメーター代の支払いをしなくちやいかんという訳で、支出の方に給水の原材料の方に入れてありますが、8,200\$の支払いをせんといかんということで、前に前任課長と市長が、開金に行かれて、折衝致しまして、その後延期願いを出して10,500\$を65年度まで延期してもらいたいと云う訳であります。

10番～いわゆる本会計政年度に払つて良いと云う様なあれですね。

3番～先だつて、カン害の場合に市長は、5号線沿の水が非常に不便で是非その一帯を見ると、水道事業をやりたいと云うことでありましたが、この面について野嵩の高架槽水槽が出ている様であります。それに伴いまして、その面も検討なされて起債事業とモモ一応野嵩一帯は高台で押し上げポンプでやらなければいかんと言ふ様な事ですが、こういう様に仕事をするより一挙にでつかい費用をかけてやつた方が良くと思ひますが、これについて。

市長～5号線一帯の配管工事については、これから測量設計を準備しているので、一帯測量し、設計が出来上がると自力でいけるかと云う。これを是非起債に以つて行かぬやいかんということを決めたいところ思つております。今度の水槽を野嵩に作るのは、今現在給水している部でどうしてもその向こうが高いのでうまく水が出ないと云うので、

今この言葉をし解と云うこととあります。

3 番～自力でやるのと、別に記録をやつて事業を遂行すると言ふのは、大きな違いがある訳ですが、是非必要であれば、2回でも3回でも記録をして早く進めた方が良く思ふ訳であります。5号船は、特に我々、揚子江に於ける船水は何時頃、買、あてにして計置してあります。

水道部長～調査調査をやつてゐる途中であります。12月定例会までには、一応の設計は出来ると思つてあります。

3 番～船代ですのか、

水道部長～いや船代はすると云うことにしてあります。

1 番～第36条第1項7号より、当分の条例、議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、營造物又は機材に付すべき契約に關する条例、第2条第8項によつてです。この水道部長の場合に議会の議決をする場合に於てありますが、議決、議決の手続を延ばすのは、どういふ理由であるのか、これについて御説明願います。

議 長～質疑も大部残つてゐる程でありますので、本日は~~継続~~と致します。

議 長～早く休憩致します。(午後4時35分)

議 長～再開致します。(午後4時45分)

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会務を終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議 長～散会。(午後4時55分)

今この施設をし様と云うことであります。

3 番～自力でやるのと、別に起債をやつて事業を遂行すると云うのとは、大きな違いがある訳ですが、是非必要であれば、2回でも3回でも起債をして早く進めた方が良いと願う訳であります。5号線沿、特に我如古地区に対する給水は何時頃、目、あてにして計画しておりますか

水道課長～現在測量をやつておる途中であります。12月定例会までには、一応の設計は出来るだろうと思つております。

3 番～起債とするのか、

水道課長～いや起債はすると云うことにしております。

1 番～法第36条第1項7号より、当市の条例、議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、营造物又は議決に付すべき契約に関する条例、第2条第8項によつてですね、この水道施設の場合に議会の議決をする様になつておりますが、議会、議決の手續を経ないのは、どういふ理由であるのか、これについて御説明願います。

議長～質疑も大部残つている様でありますので、本案は経説書議と致します

議長～留く休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時45分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議長～散会 (午後4時55分)